

作品規約

作品を所有される皆さまは、以下の取り決めの内容を確認・ご同意いただけますよう、お願いいたします。

また、作品を次の所有者に再譲渡する際には、次の所有者にこの内容を伝え、承諾を得た上で再譲渡を行ってください。

また、Startbahn Cert.上で次の所有者のEmail宛にCert.を移転し、所有者情報も併せて変更を行ってください。

本規約は日本法に基づき解釈、適用されます。第1条以下に関してはブロックチェーン上の、本規約作成者と作品の所有者によるスマートコントラクトに基づき規定されています。

作品の再譲渡

第1条

1. 本作品には、作品の売却時における還元金を設定されています。作品の所有者は、新たな作品の所有者にもこの還元金の取組みに同意をいただいた上で作品を売却する必要があります。
2. 東方文化支援財団(以下「ECF」といいます。)は、ECF所有の作品を売却した際、作品の売却代金の受領後60日以内に、利益の20%を作者へお支払いいただくものとします。
3. ECF以外の作品の所有者は、作品を売却した際、作品の売却代金の受領後60日以内に、この作品規約の末尾に記載の作品管理者に還元金のお支払方法をご確認の上、受領した売却代金(消費税込み)が0～100万円未満の場合は5%、100万円～1000万円未満の場合は3%、1000万円以上の場合は1%を作品管理者と作者に対してお支払いいただくものとします。(作者の死後は著作権管理者へ還元いたします。)
4. 還元金の支払い通貨は、基幹通貨及び作者居住国の通貨によるものとする。
5. 無償の作品譲渡の場合は還元金の設定はありません。
6. 還元金の支払いが必要な期間は、作品に関する著作権の保護期間と同一の期間とします。
7. 作者の国籍、作品の売却場所によっては作品の売却が各国の法律を根拠とする追及権(Artist Resale Right)に基づくロイヤルティの対象となることがあります。作品譲渡がこのロイヤルティの対象となる場合、還元金の支払いは発生しません。

作成者(作品管理者)

会社名: 東方文化支援財団 (Eastern Culture Foundation)

住所: 〒140-0002 東京都品川区東品川2-6-10

Email: info@m-ecf.com

作者(著作者)

氏名: Phy Phorn ភី ផ័ន

以上